

大津市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査に関して基本的な事項を定め、これに基づき統一的かつ効果的な指導監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、国の示す指導監査事項（主眼事項、着眼点）を含む監査の指導指針のほか、前年度における指導監査結果の問題点を十分に考慮して年度ごとの基本方針を立てて実施するものとする。

2 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的に陥ることのないよう配慮して実施するものとする。

(実施機関)

第3条 指導監査は、福祉指導監査課及び別表第1に掲げる社会福祉法人等を所管する関係課（以下「関係課」という。）の職員でチームを編成し、効果的に実施するものとする。

2 指導監査の実施のため必要があるときは、市関係機関の職員に対し、チームへの参画を求めるものとする。

(指導監査の対象)

第4条 指導監査の対象とする社会福祉法人等は、本市が所管する社会福祉法人及び別表第2に掲げる施設（滋賀県が指導監査の対象とするものを除く。）とする。

(指導監査の種類)

第5条 指導監査は、次に掲げる区分に分けて実施する。

- (1) 一般指導監査
- (2) 随時指導監査
- (3) 特別指導監査

(一般指導監査)

第6条 一般指導監査は、第2条第1項の基本方針に基づき、社会福祉法人等の運営全般について1年に1回行うものとする。ただし、特に大きな問題が認められない社会福祉法人等（児童福祉施設及び幼保連携型認定こども園を除く。）については、3年に1回行うものとする。

2 一般指導監査は、社会福祉法人等に出向いて行う実地監査を原則とし、適正な運営がおおむね確保されていると認められる幼保連携型認定こども園については書面監査とすることができる。ただし、書面審査の翌年度は実地監査を行うものとする。

(随時指導監査)

第6条の2 社会福祉法人等の運営等に問題が発生した場合又は通報若しくは関

係書類等の確認によりそのおそれがあると認めた場合は、随時指導監査を実施する。

(特別指導監査)

第7条 特別指導監査は、正当な理由なく一般指導監査を拒否した場合、度重なる一般指導監査によっても指摘事項の改善が認められない場合、社会福祉法人等の運営に重大な問題がある場合など、特に必要があると認めるときに実地において随時行うものとし、その改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施する。

(実施計画)

第8条 指導監査の実施に当たっては、毎年度当初に関係課と調整の上、実施計画を定めるものとする。

(一般指導監査の実施方法)

第9条 一般指導監査(書面監査を除く。)は、次によるものとする。

- (1) 実施日、担当職員名を明示し、事前に社会福祉法人等の代表者宛てに通知するものとする。
 - (2) 社会福祉法人等の運営状況をあらかじめ把握するため、別に定める指導監査資料を事前に提出させるものとする。
 - (3) 指導監査は、公平公正を旨とし指導的態度で行い、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。
 - (4) 社会福祉法人等の運営状況について、関係書類及び会計帳簿等を確認するとともに、社会福祉法人等の役職員からの聴取により実施する。
 - (5) 必要があるときは、社会福祉法人等の役職員以外の者から事情を聴き、又は関係書類の提出を求めるものとする。
 - (6) 指導監査終了後、社会福祉法人等の代表者及び関係職員に対し、講評を行うものとする。
- 2 書面監査の実施に当たっては、事前に社会福祉法人等の代表者宛てに通知するとともに、別に定める指導監査資料を提出させるものとする。

(随時指導監査の実施方法)

第9条の2 随時指導監査の実施方法については、前条第1項の規定を準用する。ただし、同項第1号及び第2号の手続については、問題等の内容に応じ、省略することができる。

(特別指導監査の実施方法)

第9条の3 特別指導監査の実施方法については、第9条第1項の規定を準用する。ただし、同項第1号及び第2号の手続については、省略することができる。

2 特別指導監査の実施について必要な事項は、実施の都度、関係課と協議して定めるものとする。

(実施後の措置)

第10条 指導監査を実施した職員は、速やかにその結果を別に定める様式により復命することとし、関係課へ合議するものとする。

- 2 指導監査の結果、改善を要する事項がある場合は、社会福祉法人等の代表者に通知するとともに、特に重大な事項については、期限を定めて改善状況及び改善計画を報告させるものとする。
- 3 改善状況についての確認のため必要があると認めるときは、再調査を行うものとする。
- 4 第2項の改善計画に基づき継続して運営指導を行う必要がある場合は、社会福祉法人に関する事項は福祉指導監査課が、その他の事項は関係課がそれぞれ行うものとする。

(改善命令等)

第11条 指導監査の結果、著しく適正を欠くと認め、前条に基づく改善等の指示を行っても改善の措置が講じられない場合には、個々の内容に応じ、法令の規定により改善を命ずる等所要の措置を講ずるものとする。

(調整会議)

第12条 市長は、指導監査を統一的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、社会福祉法人等指導監査調整会議を置くことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

社会福祉法人等を所管する関係課

- (1) 介護・福祉施設課
- (2) 障害福祉課

- (3) 生活福祉課
- (4) こども・若者政策課
- (5) 幼保支援課
- (6) 保育入所課
- (7) 子育て支援給付課

別表第2（第4条関係）

指導監査対象施設

(1) 次に掲げる社会福祉施設

ア 救護施設

イ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスを含む。）

ウ 障害者支援施設

エ 母子生活支援施設、助産施設、保育所

(2) 幼保連携型認定こども園